

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01414

研究課題名（和文）民事訴訟記録上の情報管理と関係者の利益保護に関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive Study on Information Management in Civil Litigation Records and Protection of Interests of Parties

研究代表者

星野 豊（Hoshino, Yutaka）

筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：70312791

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究での検討を通じて、訴訟情報を閲覧する第三者には、裁判所が公正な審理判断を行っているか否かについて主権者を代表して監督している性格があり、第三者は閲覧により得た情報に関して公益的な義務を負うと考えることが可能である、との理論的観点を得るに到った。さらに、訴訟当事者についても、訴訟中に得られた情報の管理に関しては第三者と同様あるいはそれ以上に公益的立場にある性格があると考えることができ、少なくとも意図的に相手方の情報を不特定多数の者に対して拡散する行為については、法律上の制裁を加えて差し支えないとの解釈が充分支持される可能性が高いと考えられる、との理論的観点が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

裁判は、その重要部分を書面としての記録に基づいて行わざるを得ず、また、学問上の一般的な観点からも、明らかな「1次資料」である筈の裁判記録について、これまでほとんど研究らしい研究がおこなわれてこなかった。本研究の採用する観点は、これまで実務と理論との間であって双方から十分検討されてこなかった部分に対して「当事者・関係者の情報の保護」という新たな観点から本格的な検討を行うものであり、独自性と創造性は論ずるまでもなく、また、裁判における情報の取扱いという問題点は、将来における司法制度全体のあり方についても、影響を及ぼし得るものと思われる。

研究成果の概要（英文）：Through the examination of this research, third parties who browse the records of litigation have the characteristic of supervising on behalf of the sovereign whether the court is making fair trial judgments, so the theoretical point of view has been reached that the third party should be owed a public duty as to the information obtained from the records of litigation.

In addition, the parties of the litigation also can be considered to be in the same or even more public position than third parties with respect to the management of information obtained during litigation, so the interpretation that legal sanctions should be imposed on the act of spreading to a large number of specific people would be highly likely supported.

研究分野：法律学

キーワード：民事訴訟記録 閲覧制限 公開情報との交錯 当事者の秘密 相手方における配慮義務 主観的悪意
不必要な情報拡散 裁判所への監督

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

現行の民事裁判においては、裁判の公開の原則に基づき、裁判に関する全ての情報が、当事者及び関係者の個人情報を含めて、全て公開され、何人も裁判記録の閲覧をすることができるのが原則である。一方で、現在の日本では、国民ないし市民に関する私的な情報については、当該情報の主体としての国民及び市民の利益を保護するための基本的な原則として、これを保護すべき制度が構築されており、個人情報保護制度やマイ・ナンバー制度は、かかる目的を具体的に実現する制度であると位置づけられる。さらに、公的機関としての行政機関や司法機関が、その公務に関して保有する情報については、公的機関の行う公務に関する透明性の観点と、主権者が国民ないし市民であるとの原則からの理論的な帰結として、当該機関の有する情報を原則として国民ないし市民に対して公開ないし開示することにより、当該行政機関ないし司法機関の公務遂行に関する信頼を確保することが重要であり、行政情報の公開制度や、裁判記録の閲覧制度は、かかる目的を具体化したものと考えることができる。

このように、現在の情報公開・開示・保護の諸制度は、それぞれの合理的かつ妥当な目的の下にそれぞれ制度設計がなされ、かつ運用されているわけであるが、同時に、これらの諸制度相互間においては、各制度相互間で制度設計に関する理念が必ずしも一致していなかったり、公的機関相互間での制度の運用方針が必ずしも一致していなかったりすることから、種々の問題点を引き起こしかねない状況が、各制度について生じつつあった。

例えば、行政情報の公開制度は、原則として個人情報をその性質上公開の対象から除外し、しかして情報を国民ないし市民に対して確実に検証させることを目的として情報自体の取得を認めているのに対し、裁判記録の閲覧制度においては、個人情報を含めて全ての情報が閲覧者に対して開示される一方で、民事訴訟法 91 条の反対解釈により、訴訟の当事者でない者に対しては写しの交付を認めていないとの運用を堅持している。このため、情報公開請求により関係者等の個人情報が非公開となった文書の写しを入手した者が、裁判所において記録閲覧を行えば、非公開となった部分が事実上判明してしまうこととなり、情報公開制度において個人情報等を非公開とした意義は、実質的に失われてしまう状況にある。他方、裁判所において当事者の個人情報を含めて原則として開示の対象となっていることが、多くの情報公開制度において情報の非公開の例外として規定されている「他の公文書において当該情報が公開されている場合」に果たして該当するか否かについては、下級審の裁判例は相半ばしてどちらの見解も互いを説得できるだけの論拠を示しておらず、かつ、最高裁の判断が未だ下されていない。このように、行政情報の公開制度と裁判記録の閲覧制度とは、元々の制度の目的と運用とが、行政と司法とにおいて異なる次元において行われてきたという点を考慮したとしても、制度相互間での実質的な矛盾抵触が、各制度の運用に対する重大な支障を生じかねない程度にまで著しくなっていると言えるわけであり、今後の制度運用に関する見通しも、明確には立たない状況が続いているものと言わざるを得なかった。

さらに、個人情報保護制度についても、かかる制度の基本構造からして、個人情報の提供者と個人情報の管理者とが個人情報の用途について合意すれば原則として管理義務違反に問われないこととされているため、実社会における交渉力の格差がそのまま個人情報に関する用途の合意の内容を事実上規定することは決して稀でなく、事実上弱者の個人情報が強者の商売の道具として利用されている事案すら見受けられないではなかった。さらに、マイ・ナンバー制度に到っては、そもそもの制度の基本構造がやや複雑であるために平均的な能力を有する国民ないし市民において正確な理解ないし知識が普及しているとは必ずしも言えず、個人情報、私的情報、不利益情報の三者が事実段階において交錯しがちであるとの現状と併せ、今後の制度の健全な発展が相当程度危ぶまれる状況にまで陥っていた。

2. 研究の目的

本研究は、民事裁判記録における当事者及び関係者の情報管理及び情報保護のあり方について、行政情報の公開等の情報公開制度ないし情報開示制度、及び、個人情報やマイ・ナンバーに係る情報保護制度との比較検討を基に、今後における望ましい制度設計を検討し、理論上実務上双方における具体的提言を行うことを目的とするものである。

具体的には、現行の民事裁判における当事者及び関係者の個人情報の管理手法については、現行法上裁判所に個人情報保護規制が行われていないことを考慮しても、上記の各制度相互間で情報の開示不開示の範囲について実質的な矛盾が生じていることに加え、行政情報に関して濫用的な情報公開請求が行われている現状をも考慮し、最終的には行政と司法との垣根を越えた総合的な情報管理制度の構築を試みるこの前段階として、国民ないし市民がどのような権利及び責務をかかる情報公開・開示・保護制度に関して有するべきか、その中にあって、民事裁判における当事者及び関係者の個人情報の取扱いについて、改めて考察し直すことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、前記の最終目標を達成するための出発点として、現行制度の中で最も重要かつ喫緊の問題を含んでいると評価せざるを得ない民事裁判における当事者及び関係者の個人情報管理のあり方について、他の情報管理諸制度との比較検討等を通じて、現行制度の下における問題点と紛争発生危険性とを明確に指摘し、今後のあるべき制度設計について、理論上及び実務上双方の観点から具体的に提言することを、研究期間内での目的とした。具体的な研究遂行としては、まず、民事裁判記録に関する裁判所の現行の運用状況と、これまで発生してきた問題点を整理するため、各種の裁判例を渉猟し、民事裁判における当事者の情報に関する議論の蓄積について分析検討を行った。そして、民事訴訟の当事者に対し、情報の拡散を防止するための「配慮義務」を課すことができるかという観点に立ち、果たしてどのような制度が当事者の情報を保護するために最も合理的かつ適切であるかについて考察を加えた。

4. 研究成果

研究年度第1年目では、民事裁判記録中の当事者の情報の保護の実情に関する現状を検討すべく、相当多数の裁判所において裁判記録を閲覧した結果、以下の観点を得ることができた。

第1に、現在の民事裁判実務においては、閲覧制限制度を利用しようとする当事者（多くの場合はその訴訟代理人）に過剰な負担がかかっており、裁判所や相手方の実質的協力なくしては、当事者の秘密保護の実効性はほとんど図れない状況にある。すなわち、現在の実務では、閲覧制限箇所を申立人において特定することを求めており、自己の提出した書面や証拠であればともかく、相手方から提出された書面や証拠の中における閲覧制限箇所を完全に特定することは、相当の負担を強いるものであるが、相手方当事者は、当該訴訟で互いの主張を争い合う立場にある以上、閲覧制限申立をせざるを得ないことを当該当事者における「弱点」と認識し、意識的にではないにせよ、閲覧制限対象事項についてやや無頓着な対応が目につくところであり、解釈論として何らかの配慮義務を課すことができるか否かについて検討する必要性が強く感じられた。

第2に、常識的に考えて、閲覧制限申立が完璧になされていると評価できる場合であっても、その他の公開情報との組み合わせによって、事実上閲覧制限対象事項の一部が特定されてしまい、かつ、閲覧制限決定がなされていることそれ自体によって、第三者が当該事項を「知らない」ことを前提とせざるを得ない関係上、当事者の秘密に直結する事項に関して「情報公開」を求められた場合に、事実上対応することができなくなる、という点を実務上の問題として指摘した。

研究年度第2年目では、民事裁判記録中の当事者の情報の保護の実情に関する現状の検討に加えて、現行制度の有する潜在的な問題点の解明とその解決の方向性に向けて、さらに多くの裁判所において裁判記録を閲覧したが、研究の目的との関係では若干足踏みした感があった。

第1に、前年度において実験的に提唱した、閲覧制限決定後における相手方当事者の配慮義務については、各当事者が自己の利益のために最大限の自由と裁量を確保されるべき現行制度の大前提の下では、直ちに実現することは困難であるおそれが浮上してきた。これは、閲覧制限決定を受けた情報が、当事者の意図しない形で事実上第三者に対して明らかにされてしまう状況は少なからずあり、これを以て相手方当事者の「配慮義務違反」とすることは、訴訟の本来の目的である当事者間の紛争を解決することからは外れてしまうおそれがあるためであった。

第2に、「公開情報」であっても多くの者が事実上知らない情報を、殊更興味関心を引く態様で拡散させる者に対して、どのような対処、場合により制裁を加えることができるかが、本研究の問題点として明らかになってきた。この点は、従来の法律学が人の主観を「客観化」して把握してきたことの暗部に隠れていた問題であり、今後において生じうる具体的な事件解決のためにも、法律学としての理論的な体系を見直すためにも、検討しなければならないように思われた。

研究年度第3年目では、前年度における検討過程で一旦見通しが立たなくなった、閲覧制限情報に関して相手方当事者に「配慮義務」を求める考え方について、改めて様々な角度から検討を行うこととした。また、そのために必要な情報を追加的に収集する必要性が生ずる都度、具体的な事件の訴訟記録を閲覧することによって、理論的観点の補充あるいは確認に努めた。

この検討の中では、特に、閲覧した情報あるいは訴訟中に取得した相手方の情報を、不特定多数の第三者に対して拡散することの不当性あるいは違法性を基礎づける考え方について、理論的な可能性を探ることとし、前年度における検討の際に課題となっていた「公益性」に関して、第三者閲覧制度の性格付けから再考することにより、訴訟情報を閲覧する第三者は自己の個人的利益のために閲覧を行うわけではなく、少なくとも建前としては裁判所が公正な審理判断を行っているか否かについて主権者を代表している側面から訴訟当事者等の情報を閲覧することが認められている以上、記録閲覧によって第三者が得た情報は、公益を図るために必要な情報の一部と考えて差し支えなく、また、かかる情報を管理するに際して、当該第三者は公益的な義務を負うと考えることが可能である、との理論的観点を得るに到った。さらに、この観点を訴訟当事者に対して応用することにより、訴訟当事者は裁判所を監督する公益的立場にあるとまで断言できないものの、訴訟中に得られた情報の管理に関しては第三者と同様あるいはそれ以上に公益的立場にあると考えることができ、少なくとも意図的に相手方の情報を不特定多数の者に対して拡散する行為については、法律上の制裁を加えて差し支えないとの解釈が充分支持される可能性が高いと考えられる、との理論的観点が得られた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 星野豊
2. 発表標題 電子訴訟記録に対する「記録閲覧」の問題点
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 星野豊
2. 発表標題 閲覧制限申立に対する相手方の配慮義務の成否
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 星野豊
2. 発表標題 閲覧制限情報と非公開情報の交錯
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

令和5年5月26日に、
星野豊「訴訟記録の閲覧制限と当事者の配慮義務」
を、未川民事法研究10号に投稿し、同年6月13日現在、審査中。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------